

まちなか居住推進事業補助金

(住宅のリフォーム支援)

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話 : 025-520-5764

住宅の居住環境及び地区防災の向上を図り、子育て世帯が末長く住み続けられるよう、リフォーム工事に要する経費の一部を支援します。

対象者

次の条件を全て満たす人

- 子育て世帯
※満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子と同居している世帯又は妊娠している人がいる世帯
- 補助対象区域内に住宅を所有していること
- 補助金交付後、10年以上居住する意思を有すること
- 町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること など

補助対象経費

- ・ 施工業者に発注するリフォーム工事で、費用が50万円以上のもので次の各号のいずれかに該当する工事
 - (1) 必須工事 耐震補強工事 又は 防火・耐火工事
 - (2) 任意工事 次に掲げる工事のうち、必須工事とあわせて実施する工事
 - Ⓐ 住宅の一部の改築、増築又は減築工事
 - Ⓑ 外壁工事、屋根工事、住宅の耐久性を高める工事
 - Ⓒ バリアフリー化、床暖房等、住宅の居住性を良好にするための工事
 - Ⓓ ユニットバス、トイレ等の設置等、住宅の衛生上必要な工事
 - Ⓔ その他市長が必要と認める工事

補助額、補助率

- ・ 補助対象経費の1/2(上限130万円)

※子育て世帯や移住者で空き家を購入して1年

以内の場合は、対象経費から補助金額を差し引いた額の1/2を超えない額を加算

- ・ 公共下水道への接続工事を行う場合は、接続工事費の1/3(上限30万円)を加算

※1,000円未満の端数は切り捨て

まちなか居住推進事業補助金(空き家の購入支援)等と併用する場合、別途上限額があるため、市へお問い合わせください。

必要書類

- ・ 補助金交付申請書(第1号様式)、誓約書(第2号様式)
- ・ 住宅の所有者が分かる資料(資産証明書等)
- ・ 補助対象事業に係る見積書の写し など

留意いただくこと

- ・ 事業着手前に申請を行い、交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・ 施工业者は、市内に本社を有する住宅関連業者または当該住宅の建築工事を施工した元請業者に限ります。
- ・ 補助金の交付は、一の住宅につき1回を限度とします。
- ・ 詳細は、交付要綱をご確認ください。

交付申請から支払いまでの流れ

申 請 者

市 長

